

報道機関各位

記者発表資料

平成22年3月24日(水)

問合せ先：産業廃棄物指導課

担当：指導係 石井、中村

電話番号：048-827-8508

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました。

記

1 産業廃棄物処理業者の住所、名称及び許可内容

(1) 住 所 東京都江戸川区東葛西四丁目18番16号

(2) 名 称 サン・メリッツ工業株式会社(代表取締役 伊橋 勲)

(3) 許可内容 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

平成22年3月15日

4 処分理由

サン・メリッツ工業株式会社は、平成22年1月19日付けで川越市長から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号に規定する欠格要件に該当するに至った。

このことは、法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可の取消事由に該当する。

報道機関各位

記者発表資料

平成22年3月24日(水)

問合せ先：産業廃棄物指導課

担当：指導係 石井、中村

電話番号：048-827-8508

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました。

記

1 産業廃棄物処理業者の住所、名称及び許可内容

- (1) 住 所 群馬県高崎市正観寺町905番地1
- (2) 名 称 株式会社中央工業(代表取締役 新井 晴己)
- (3) 許可内容 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

平成22年3月15日

4 処分理由

株式会社中央工業は、平成22年2月8日付けで群馬県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号に規定する欠格要件に該当するに至った。

このことは、法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可の取消事由に該当する。

報道機関各位

記者発表資料

平成22年3月30日(火)

問合せ先：産業廃棄物指導課

担当：指導係 石井、中村

電話番号：048-827-8508

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました。

記

1 産業廃棄物処理業者の住所、名称及び許可内容

- (1) 住 所 埼玉県さいたま市岩槻区大字小溝876番地の187
- (2) 名 称 有限会社白石工業(取締役 白石 宏和)
- (3) 許可内容 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

平成22年3月15日

4 処分理由

有限会社白石工業は、平成22年2月25日付けで東京都知事から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号に規定する欠格要件に該当するに至った。

このことは、法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可の取消事由に該当する。

報道機関各位

記者発表資料

平成22年 3月30日(火)

問合せ先：産業廃棄物指導課

担 当：指導係 石井、中村

電話番号：048-827-8508

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました。

記

1 産業廃棄物処理業者の住所、名称及び許可内容

(1) 住 所 埼玉県蕨市中央二丁目16番24号エルムハイツ302号

(2) 名 称 有限会社 富田興業(取締役 富田幸吉)

(3) 許可内容 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

平成22年3月15日

4 処分理由

有限会社富田興業は、少なくとも平成21年1月6日から平成21年5月29日までの間、埼玉県さいたま市緑区大字三浦325番地1外3筆に産業廃棄物処理施設(自己処理施設)を有する有限会社江袋日立重機に対し、有限会社江袋日立重機が産業廃棄物処分業の許可がないことを知りながら、有限会社富田興業が埼玉県内で施工した解体工事で発生した産業廃棄物である「がれき類」の処分を反復継続して委託していた。

このことは、法第12条第3項(委託基準)に違反し、法第14条の3の2第1項第2号に規定する許可の取消事由に該当する。